

まちづくり基本条例等における子ども・事業者に関する規定例

■子どもの権利

【タイプ】

- (A) 子どももまちづくりに参加する権利をもつ。
- (B) 子どもが健やかに育つ権利を保障する。
- (C) 人権尊重

自治体		項目名	条文
北海道 奈井江町	A+C	人権の尊重	第7条 町民と町は、子どもの権利を尊重するとともに、子どもがそれぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加できるように努めます。
北海道 北見市	A+B+C	子どもの権利等	第8条 子どもは、より良い環境の中で健やかに育つ権利を有する。 2 子どもは、地域社会の一員として、まちづくりに参加する権利を有する。 3 市民、議会及び市長等は、子どもの権利が保障されるよう必要な支援を行うものとする。
青森県 おいらせ町	B	子どもの権利	第5条 おいらせ町で生活する子どもは、みな健やかに成長する権利があります。
岩手県奥 州市	A+B	子どもの権利	第8条 子ども(満18歳未満の市民をいう。以下同じ。)は、健全に成長する権利を有するとともに、自らの個性と能力に応じ、適切な指導及び教育を受ける権利を有する。 2 子どもは、自由に自己を表現し、意見を表明する権利を有するとともに、成長に応じて市政に参加する権利を有する。
福島県 南相馬市	A+C	子供	第8条 子供(年齢が満20歳未満の市民をいいます。)は、人格を持った一人の人間として尊重されるとともに、まちづくりに関する意見を述べる機会が保障されます。
豊島区	B	区民の責務	第8条 区民は、権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、前条第1項(区民の権利)各号の権利を行使するに当たっては、次に掲げることに努めなければならない。 (4) 子どもが安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいくこと。
新宿区	A+B	子どもの権利等	第22条 子どもは、社会の一員として自らの意見を表明する権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される。
愛知県 高浜市	A+B	子どものまちづくりに参加する権利	第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。
兵庫県 篠山市	A	子どもがまちづくりに参画する権利	第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画する権利を有する。
徳島県 鳴門市	A+C	子どもの権利	第7条 市及び市民等は、子どもの権利等を尊重するとともに、まちづくりへの参画の機会確保に努めます。

■事業者の権利と責務

自治体	事業者の定義	権限・責務等に関する規定
議会案	なし	(1)事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮しなければなりません。 (2)事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市行政と協働しながら調和を図らなければなりません。
北海道 北見市	なし	第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。
東京都 豊島区	事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。	第9条 事業者等は、地域社会にかかわる多様な主体の一員として、区民と協働し、まちづくりに参加することができる。 2 事業者等は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与するよう努めなければならない。
東京都 杉並区	事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。	第6条 事業者は、第4条第1項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。
愛知県 高浜市	なし	第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。 (危機管理) 第22条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。 2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。
大阪府 岸和田市	事業者 市内で事業活動を行う者をいう。	第7条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。 2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。
大阪府 豊中市	なし	第5条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と協力して、地域の課題の解決に向けた取組に努めなければならない。
兵庫県 明石市	事業者等 市内において、事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。	(事業者等の権利及び役割) 第7条 事業者等は、市政に関する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を有する。 2 事業者等は、市民と共に地域社会を構成するものとして、社会的責任を自覚し、地域との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。
兵庫県 篠山市	事業者とは、市内で事業活動を行うものをいう。	第12条 2 事業者は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有する。 3 事業者は、地域社会の信頼と理解を得るとともに、環境を保全し、安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。
鳥取県 北栄町	事業者 町内で事業活動を行う人をいう。	第6条 事業者は、町民及び町と連携し、協働の担い手としてまちづくりに参画する権利を有する。 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。 3 事業者は、社会的な役割を自覚し、町民及び町と協働しながら地域との調和を図るよう努める。
鹿児島県 薩摩川内市	事業者 市内において営利、非営利等の別にかかわらず事業及び活動を行う個人、法人又は団体をいう。	第6条 事業者は、地域社会の一員として、公益的な活動の意義を認識し、積極的に地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。